

# 恩給法による恩給改定率の改定等に関する 政令の一部を改正する政令の概要

総務省政策統括官（恩給担当）

## 1 政令の趣旨

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成20年政令第120号）は、恩給法（大正12年法律第48号）第65条第2項に規定する恩給改定率を定めるものである。今般、平成30年度における恩給改定率を定める必要があることから、同法第66条第4項の規定に基づき、同令の一部を改正する。

## 2 政令の内容

平成30年度における恩給改定率を0.978（前年度と同率）とする。  
（適用年度を「平成29年度」から「平成30年度」に改めるもの）

## 3 施行期日

平成30年4月1日